

## 5 財産・基金等の取扱い

3市町の財産、債務及び基金は、すべて新市に引き継ぐ。

なお、基金については以下、1～5の分類により整理する。

### 1 3市町共通の基金を統合するもの

- (1) 財政調整基金
- (2) 減債基金
- (3) 土地開発基金

### 2 類似趣旨の基金を統合するもの

- (1) (仮称)地域振興基金
- (2) (仮称)福祉基金
- (3) (仮称)森林基金
- (4) (仮称)公共施設等整備基金
- (5) (仮称)教育基金

### 3 市町が単独で設置していた基金を引き継ぐもの

- (1) 釧路市の中小企業活性化基金、産炭地域振興基金
- (2) 阿寒町のタンチョウ保護基金・マリモ保護基金・吉田人材育成基金

### 4 基金を地域限定で運用するもの

- (1) 阿寒町のアイヌ民俗文化振興基金

### 5 基金を廃止するもの

- (1) 阿寒町の国営土地償還基金
- (2) 釧路市の奨学基金